

マイナンバーカードのお受け取りはお早めに

最大2万円分のポイントがもらえるマイナポイント第2弾が令和5年2月末までとなっていることから、締め切り間近での受け取りが多くなることが予想されます。



交付通知書（はがき）が届いており、まだマイナンバーカードをお受け取りになっていない方は、住民課窓口にてお早めにカードのお受け取りをお願いします。

Q. 交付通知書を紛失してしまった場合でも受け取りできますか？

A. 交付通知書がなくても必要な本人確認書類が揃っていれば、お受け取りいただけます。詳しくは下記までお問い合わせください。

Q. 休日に受け取ることはできますか？

A. 毎月1回、日曜日に休日交付を実施しています。（9月は25日）予約制となりますので、下記までお申し込みください。また、毎週木曜日は、午後7時まで窓口を延長しています。

Q. 本人が受け取りに行けない場合は？

A. マイナンバーカードのお受け取りは、本人にお越しいただくことが原則ですが、身体の障害、入院やその他やむを得ない理由により来庁が困難な場合は、代理人によるお受け取りができます。詳しくは下記までお問い合わせください。

マイナポイント第2弾は、以下の条件で行われます。

マイナンバーカードの申請期限＝令和4年9月末まで
マイナポイントの申込期限＝令和5年2月末まで

まだ、マイナンバーカードの申請がお済みでない方で、マイナポイントの申し込みをされたい方は、早めの申請をお願いします。

マイナポイント事業
ホームページはこちら



▶お問い合わせ先＝住民課 総合窓口係 ☎669125

宝くじ
公式サイト

いつでも、どこでも。宝くじをもっと手軽に、もっと便利に!

24時間
いつでも
ネット購入

宝くじ LOTO ロト BINGO5
NUMBERS せかさん 7-05ちゃん

QuickOne
クイックワン
いつでも買える。
秒で結果でる。



24時間買えて、
ポイントもたまる!
今すぐ会員登録

お問い合わせ先 | 宝くじコールセンター TEL 0570-01-1192 (ナビダイヤル 有料) TEL 011-330-0777 (有料)



上下水道料金は便利な口座振替をご利用ください

水道料金・下水道使用料のお支払い方法は、口座振替または納入通知書によるお支払いの2種類があります。

口座振替の場合、金融機関等に出向いて支払う必要がなく、支払い忘れを防ぐことができます。たいへん便利です。ぜひご利用ください。

口座振替の申込みは、町上下水道課窓口や取扱金融機関で手続きができます。詳しくは下記までお問い合わせください。

～水道料金の未納対策（給水停止）を実施しています～

水道事業は皆様にお支払いいただいている水道料金をもとに運営しています。

正しく納めていただいている方との公平性を保つため、町では水道料金の未納者に対し、給水の停止を実施しています。

水道事業の健全運営のため、水道料金の納期限内の納付にご協力をお願いします。

水道料金業務の流れ

メーター検針	毎月 5～15日頃	※土日祝日の場合は翌営業日になります。 口座振替日の前日までに、通帳残高の確認をお願いします。なお、口座振替ができなかった場合、その月の25日に再振替します。
納付書発送	毎月 25日頃	
口座振替	翌月 7日※	
納期限	翌月 10日※	

▶問い合わせ先=上下水道課 上水道業務係 ☎569168

年金生活者支援給付金制度について

年金生活者支援給付金は、消費税率引き上げ分を活用し、公的年金等の収入や所得額が一定額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

年金生活者支援給付金を受け取るには

年金生活者支援給付金を受け取るには、支給要件を満たしたうえで、請求手続きを行ってください。

支給要件

【老齢（補足的老齢）年金生活者支援給付金】

- ①65歳以上の老齢基礎年金の受給者であること
- ②前年の公的年金等の収入額とその他の所得（給与所得や利子所得など）との合計額が881,200円以下であること
- ③同一世帯の全員が市町村民税非課税であること

【障害年金生活者支援給付金】

- ①障害基礎年金の受給者であること
- ②前年の所得額が「4,721,000円+扶養親族の数×38万円」以下であること

【遺族年金生活者支援給付金】

- ①遺族基礎年金の受給者であること
- ②前年の所得額が「4,721,000円+扶養親族の数×38万円」以下であること

▶問い合わせ先=『給付金専用ダイヤル』 ☎0570(05)4092(ナビダイヤル)
050から始まる電話でおかけになる場合 ☎03(5539)2216(東京)
宇都宮西年金事務所 ☎0285(622)4281